

亀山市告示第61号

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第136号）の一部を次のように改正する。

別表B型肝炎の部乳児の項中「8,454円」を「8,520円」に改め、同部長期疾患：幼児の項中「7,024円」を「7,090円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「6,199円」を「6,265円」に改め、同表Hib感染症の部乳幼児の項中「10,736円」を「10,802円」に改め、同部長期疾患：児童（10歳未満）の項中「8,481円」を「8,547円」に改め、別表小児肺炎球菌の部乳幼児の項中「14,102円」を「14,168円」に改め、同部長期疾患：児童（6歳未満）の項中「11,847円」を「11,913円」に改め、同表水痘の部乳幼児の項中「11,132円」を「11,198円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「8,877円」を「8,943円」に改め、別表BCGの部乳児の項中「9,757円」を「9,823円」に改め、同部長期疾患：幼児（4歳未満）の項中「8,327円」を「8,393円」に改め、同表DPT-I PV4種混合の部乳幼児の項中「13,332円」を「13,398円」に改め、同部児童の項及び長期疾患：児童・生徒（15歳未満）の項中「11,077円」を「11,143円」に改め、同表不活化ポリオの部乳幼児の項中「12,177円」を「12,243円」に改め、同部児童の項及び長期疾患：児童・生徒の項中「9,922円」を

「9, 988円」に改め、同表DPT3種混合の部乳幼児の項中「7, 843円」を「7, 909円」に改め、同部児童の項及び長期疾患：児童・生徒の項中「5, 588円」を「5, 654円」に改め、同表DT2種混合の部乳幼児の項中「7, 926円」を「7, 992円」に改め、同部児童の項及び長期疾患：児童・生徒の項中「5, 671円」を「5, 737円」に改め、同表MRの部1期（乳幼児）の項中「13, 787円」を「13, 853円」に改め、同部2期（幼児）の項中「12, 357円」を「12, 423円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「11, 532円」を「11, 598円」に改め、同表麻しん単抗原の部1期（乳幼児）の項中「9, 262円」を「9, 328円」に改め、同部2期（幼児）の項中「7, 832円」を「7, 898円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「7, 007円」を「7, 073円」に改め、同表風しん単抗原の部1期（乳幼児）の項中「9, 273円」を「9, 339円」に改め、同部2期（幼児）の項中「7, 843円」を「7, 909円」に改め、同部長期疾患：児童・生徒の項中「7, 018円」を「7, 084円」に改め、同表日本脳炎の部幼児の項中「8, 327円」を「8, 393円」に改め、同部児童・経過措置の項及び長期疾患：児童・生徒の項中「7, 502円」を「7, 568円」に改め、同表子宮頸がん予防の部中「17, 127円」を「17, 193円」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。